



企業法務セミナー

取締役退任による 変更登記について



渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士

質
問

私は、A株式会社の取締役を長年勤めてきましたが、先日、取締役を辞任することとし、辞任届を提出しました。ところが、A社は、私の取締役辞任による退任の登記をせず、私から登記をするよう要求しましたが応じようとしません。退任の登記をするにはどのような方法があるのでしょうか。

1 取締役変更登記の方法

株式会社の取締役が辞任や任期満了により退任した場合、当該会社は退任のときから2週間以内に、その本店の所在地において変更の登記をしなければなりません（会社法915条）。取締役退任の変更登記は、当該株式会社の代表者である代表取締役が申請することになります。

取締役登記が残存していると、退任取締役は、退任したことを知らない第三者に対して、自分が取締役を退任したと主張することができません（会社法908条1項）。

ある取締役が実際には取締役を退任しているにもかかわらず、登記簿上は取締役に就任したままとなっている場合、当該登記は不実の登記となり、事情を知らない会社債権者などとの間で無用の紛争が生じるおそれがあります。したがって、後日の紛争を防ぐためにも、会社が退任の変更登記を実行してくれない場合、当該退任取締役としては、

積極的に退任の変更登記申請を行うよう会社に要請すべきでしょう。

2 取締役退任登記手続請求訴訟

会社が取締役退任の変更登記をどうしても実行しない場合、退任取締役は、当該会社を被告として取締役退任登記手続を求める訴訟を提起することができます。

取締役退任登記手続請求訴訟は、退任取締役が会社を被告として、「被告（会社）は原告（退任取締役）に対し、原告が被告会社の取締役を退任した旨の変更登記手続をせよ」との判決を求めるものであり、これが認容されると、被告会社の登記申請の意思表示が擬制されることとなります。

退任取締役は自ら、この確定判決正本を添付して登記申請をすることにより退任登記を行うことができることとなります。この場合、会社側の押印等の協力を得ることは不要です。

3 取締役の員数と退任の登記との関係

上記のとおり、取締役が退任した場合、当該退任取締役は判決により退任の変更登記をすることができるのが原則です。ところが、判決によっても取締役の員数の関係で退任の変更登記ができない場合があります。

規模が小さい株式会社の場合、取締役会を設置しないことも可能であり（「取締役会非設置会社」と呼ばれます）、取締役会非設置会社の場合、1人又は2人以上の取締役を置かなければなりません（会社法326条1項、384条2項）。取締役会を設置する会社（「取締役会設置会社」と呼ばれます）の場合、取締役は3人以上でなければなりません（331条4項）。なお、これらの規定に反しない範囲で、取締役の員数に関し定款に特別の定めを置くことができます。

会社法は、法律若しくは定款で定めた取締役の員数を欠くに至った場合の措置について、特別の定めをおいています。

同法346条は、「役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する」と規定しており、この規定によれば、退任取締役は、株式会社が自らの後任取締役を新たに選任しない限り、取締役として従前どおりの権利、義務を継続して負うことになります。

ただし、会社法346条は、取締役の権利義務が存続する場合を「任期の満了又は辞任」に限定していますので、それ以外の退任事由がある場合、たとえば取締役が死亡したり解任されたりした場合には、当該取締役と会社との間の委任関係自体が終了しますので、当該取締役の権利義務は存続しないこととされます。

以上のような取締役の員数についての会社法上

の制限は、登記の可否にも影響します。

取締役が退任し、人数が減ったとしてもなお法律上ないし定款上の取締役の員数を充足している場合は、問題なく退任の変更登記をすることができます。

取締役会非設置会社では、通常、退任取締役の外に1人以上の取締役がいれば自由に取締役退任の変更登記ができ、取締役会設置会社では、退任取締役の外に会社法で定める3名もしくは定款で定める員数の取締役が残存していれば退任の変更登記ができます。

一方、取締役の退任により法律または定款所定の員数を満たさなくなる場合もしくはそもそも退任前にすでに員数を欠いている場合、代表取締役は取締役退任の変更登記申請をしても、員数を満たす後任取締役の就任の登記がなされない限り、受理されません。

退任取締役が確定判決正本をもって自ら退任の変更登記を行う場合でも、法務局の対応は会社の代表取締役が申請した場合と同様であり、当該取締役退任により法律または定款所定の員数を欠くことになる場合、員数を満たす後任取締役の就任の登記がなされない限り、登記申請は受理されません。

これと同様の趣旨を示した判例として、最高裁昭和43年12月24日判決があります。

4 本件の場合

本件の場合、A社が任意に取締役退任の変更登記を実行してくれないのであれば、A社を相手に取締役退任登記手続請求訴訟を提起し、認容判決を得て、その確定判決正本を添付した登記申請により、自ら取締役退任の変更登記を行うことができます。

ただし、あなたが退任することにより会社法又は定款で定める取締役の員数を欠くに至る場合もしくは退任前にすでに員数を欠いている場合、取締役員数の補充がなされない限り、登記申請は受理されないこととなります。